

[令和4年6月17日改正、8月1日施行]

《141～144 頁》『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』の一部改正

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(登録の特例)</p> <p>第2条 規則第4条第2号の「細則に定める要件に該当し、本会が特に認めた者」とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>登録前1年以内に外務員資格試験等規則(以下「試験等規則」という。)</u>第7条に定める外務員登録資格認定講習(以下「認定講習」という。)を修了した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 本会は、前項各号(但し第3号を除く。)のいずれかにより外務員の登録を申請した会員に対して、当該登録を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 外務員登録資格試験の合格証番号又は認定講習の<u>修了証書番号</u></p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第1号の「資格取得方法」が認定講習の修了である場合には、登録申請対象者が認定講習の受講時点において、日本証券業協会の協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員であって、試験等規則第8条第2項第3号乃至第5号に該当しない者であることを当該申請対象者が所属する会員(申</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(登録の特例)</p> <p>第2条 規則第4条第2号の「細則に定める要件に該当し、本会が特に認めた<u>もの</u>」とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 本会は、前項各号のいずれかにより外務員の登録を申請した会員に対して、当該登録を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 外務員登録資格試験の合格証番号</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>請対象者が商品先物取引仲介業者の役職員である場合には当該仲介業者の所属商品先物取引業者である会員）の代表者が誓約した書面</u></p> <p>(登録原簿の登録事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外務員登録資格試験の合格証番号<u>又は認定講習の修了証書番号</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第7条の2～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 _____ 則</p> <p><u>この改正は、令和4年8月1日から施行する。</u></p> | <p>(登録原簿の登録事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外務員登録資格試験の合格証番号</p> <p>(7) (略)</p> <p>第7条の2～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> |